

衆議院 予算委員會議録 第十六号

令和二年二月二十一日(金曜日)委員長の指名で、次のとおり分科員及び主査を選任した。

第一分科会(皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会(総務省以外の事項))

主査 葉梨 康弘君
副主査 岩屋 毅君
小野寺五典君
本多 平直君

第二分科会(総務省所管)
主査 小倉 將信君
副主査 奥野 信亮君
平沢 勝栄君
杉本 和巳君

第三分科会(法務省、外務省及び財務省所管)
主査 あべ 俊子君
副主査 衛藤征士郎君
山口 壯君
馬淵 澄夫君

第四分科会(文部科学省所管)
主査 井野 俊郎君
副主査 伊藤 達也君
河村 建夫君
宮本 徹君

第五分科会(厚生労働省所管)
主査 後藤 茂之君
副主査 坂本 哲志君
渡辺 博道君
國重 徹君

第六分科会(農林水産省及び環境省所管)
主査 堀内 詔子君
副主査 笹川 博義君
山本 有二君
辻元 清美君

第七分科会(経済産業省所管)

主査 山際大志郎君
副主査 神山 佐市君
山本 幸三君
玄葉光一郎君

第八分科会(国土交通省所管)
主査 伊藤 涉君
副主査 秋本 真利君
今村 雅弘君
渡辺 周君

令和二年二月二十六日(水曜日)
午前九時三分開議
出席委員 棚橋 泰文君
委員長 棚橋 泰文君

理事 井野 俊郎君
理事 坂本 哲志君
理事 堀内 詔子君
理事 大串 博志君
理事 伊藤 涉君

理事 あべ 俊子君
理事 井出 庸生君
理事 石破 茂君
理事 岩屋 毅君
理事 衛藤征士郎君

理事 小田原 潔君
理事 奥野 信亮君
理事 神谷 昇君
理事 河村 建夫君
理事 櫻田 義孝君

理事 繁木 護君
理事 武部 新君
理事 中村 裕之君
理事 平沢 勝栄君
理事 藤丸 敏君

理事 宮内 秀樹君
理事 山口 壯君
理事 山本 幸三君
理事 渡辺 博道君
理事 今井 雅人君

理事 小川 淳也君
理事 岡本 充功君
理事 黒岩 宇洋君
理事 小宮山泰子君
理事 本多 平直君

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 高市 早苗君
総務大臣 森 まさこ君
法務大臣 森 まさこ君
外務大臣 茂木 敏充君
文部科学大臣 萩生田光一君
厚生労働大臣 加藤 勝信君
経済産業大臣 梶山 弘志君
国土交通大臣 赤羽 一嘉君
環境大臣 小泉進次郎君
防衛大臣 河野 太郎君
内閣官房長官 (内閣官房長官) 菅 義偉君
内閣官房副長官 (内閣官房副長官) 田中 和徳君
内閣官房副長官 (復興庁長官) 武田 良太君
内閣官房副長官 (防犯担当) 衛藤 晟一君

国務大臣 北村 誠吾君
国務大臣 橋本 聖子君
国務大臣 (東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当) 遠山 清彦君
財務副大臣 稲津 久君
厚生労働副大臣 小島 敏文君
厚生労働大臣政務官 近藤 正春君
政府特別補佐人 (内閣法制局長官) 一宮なほみ君
政府特別補佐人 (人事院総裁) 大西 証史君
政府参考人 (内閣官房内閣審議官) 佐藤 正之君
政府参考人 (内閣官房日本経済再生総合事務局次長) 宮崎 祥一君
政府参考人 (内閣官房国土強靱化推進室審議官) 菅家 秀人君
政府参考人 (内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長) 松尾恵美子君
政府参考人 (人事院事務局局長) 大塚 幸寛君
政府参考人 (内閣府大臣官房長) 渡邊 清君
政府参考人 (内閣府大臣官房総括審議官) 多田 明弘君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 青柳 一郎君
政府参考人 (内閣府子ども・子育て本部統括官) 嶋田 裕光君
政府参考人 (復興庁統括官) 小山 智君
政府参考人 (復興庁審議官) 奥 達雄君
政府参考人 (総務省大臣官房長) 横田 真二君

り、あるいは休業で収入が減っているような働く人も出てきています。ですから、緊急融資などの中小企業の資金繰り支援、これは今もあるんですけども、対前年度から売上げが減ったというんですけれども、ベンチャーは困るんです。去年の売上げが急速に伸びているところは、対前年度何%減ったら緊急融資が受けられますと言われても、ベンチャーは困るんです、これは。そういうことで融資を断られている事例が既に出ていますから、よく調べてください。そういう中小企業、特に地方の中小企業に対する資金繰りの支援。

それと、雇用調整助成金なんかを使って、どうしても仕事が無くなっていくけれども、ある種、いわば、一部抱えなきゃいけないというところにそこを柔軟に使うとか、やることはいっぱいありますから。

だから、ぜひ、甘い認識で雇用は改善していきすとかいうんじゃないで、現状あるいは少し先を見据えた緊急経済対策をぜひ講じてもらいたい。これは別に与党、野党関係ないですよ。我が国経済をともに守っていくという立場から私は申し上げていますから。

これはぜひ、できれば、今やっているこの本予算の組み替えをやったり、組み替えはどうしても政府は受けられないのであれば第二次補正予算を組むとか。だって、東京都でも四百億の補正予算を組んでいるんですよ。予備費で百五十三億円って、国がそれでどうするんですか。検査体制の充実だつても必要でしょう。どんどんどんどんやることはあるんですから、今みたいな甘い認識ではなくて、しっかりと予備的、予防的な追加の経済対策を講じるべきだと思いますが、総理、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 それは確かに建設的な御意見をいただいたと思います。我々もそういう緊張感を持って対応していきたい。

確かに、これぐらいインバウンドで大きな影響が出ますと、資金繰りの状況に困難を来す中小企

業、小規模事業者が出てくるということが当然これは想像ができるわけでございますから、そうした事業者に対する対応も緊急にしていきたい、こう思っておりますが、先般成立した補正予算の早期執行に努めていく。経済の下押しリスクにこれはあらかじめ備えて策定したものであります。事業規模二十六兆円に及ぶ総合経済対策を着実に実行していく。

そしてまた、新型コロナウイルスへの対応については、予備費百三億円の使用を含む総額百五十億円の緊急対応策、これが不十分であるということであれば、例えば、予備費ということであればまだ二千七百億円程度以上あるわけでございますから、緊急に対応していきたい、こう思っております。

そうしたことについて、今申し上げましたように、観光業など影響が出始めている産業への資金繰り支援など、第一弾として、当面緊急に措置すべき対応策を直ちに実行しているところでございますが、今委員がおっしゃったように、今の基準で手が届かないというところがあるかどうか、きめ細かく対応するように経産省の方にも指示をしたい、このように考えているところでございます。

○麻生国務大臣 今のは当然の御質問なんだと思うんですけれども、要は資金繰りなんです、今は。したがって、しかも、それは大きな企業よりは小さな企業として、観光業とかお土産屋さんとか、そういった話です。奈良県では鹿のエビ煎屋さんが一番問題と言われたけれども、そうなんですよ、現実問題として。

したがって、小口、だけれども数が多いという前提で、私どもは、国民金融公庫とかそういういた、政策投資銀行には既に五千とかいう大きなオーダーになっていきますけれども、小さな小売のところはもつと小さな小口のもので対応すべく、金融庁が既に通達を置いておられると思います。

○玉木委員 シンガポールは五千億規模の補正予算、消費税の増税を予定していたのを延期してい

ます。香港は三千五百億程度ということなので、我が国も予備費で百五十三億円すぐやるのはいいんですが、そろそろ世界的にもそういう影響にあってきていますし、CDCも世界的な感染が始まっているという分析を出しています。ですから、ちょっと局面を変えて、やはり大胆な経済政策を打つべきだということを改めて申し上げたいと思います。

最後に、何といっても、検査の体制を充実させることが私は必要だと思っておりますし、やはりこれから一番心配なのは、たくさんの方が診療を受けるときにベッドが足りなくなるんじゃないのか。診療体制の充実ということが必要です。

新型インフルエンザ対策特別措置法では、そういった建築基準法とか消防法の適用を抜いています、全部。でも、今回、政府は特措法の適用をしないということ、新感染症にならないからと言っていますけれども、でも、もしそれを適用しないんだつたら、新規立法したらいじゃないですか。それぐらい一気にやろう。我々は協力しますよ、だから。

もう本当にこの二週間が勝負で、ちゃんとやらないとオリンピックも本当に開けないのであれば、総理、新規立法をやつて足りないところを全部埋めるぐらいの、それぐらいの大胆な対応を政治が決めてやるべきだと思いますが、いかがですか。

○安倍内閣総理大臣 この一、二週間は、感染が拡大して急激にカーブが上がるかどうかということにおいて、拡大を防ぐ上においてのまさに正念場を迎えているということであつて、今、病床数が足りなくなっているということではもちろんありません。しかし、あらかじめ病床数を確保す

るように強く指示をしているところでございますし、例えば、たまたま、もう使わなくなった病院で、新しく建てかえたところにおいて、まだそこが残っているのであれば、そういうところの、岡崎では新しくできたもの、まだ使っていないところらに引き受けていただいたんですが、既に使っていたものが、新しいものをつくつて、残っているのであれば、それを丸ごと使るところがないかどうかということを確認しているところでございます。

その中で、特措法を活用しようということでございますが、それは一義的には厚労省において判断をいたしますが、必要とあれば、直ちにやるべきことはやりたい。その際には、野党の皆様にもお願いする際にはお願いしたい、このように考えております。

○玉木委員 新感染症法の適用がなかなか、解釈適用できないというんですけれども、さっき言った検察官の定年延長も解釈変更でたちどころにやるんだから、こういうところこそ柔軟にやつてきちんと国家の危機に備える、そういうことを、正しい判断をしていただくことを求めて、質問を終わります。

○棚橋委員長 これにて枝野君、玉木君の質疑は終了いたしました。次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。今、新型コロナウイルスの感染拡大によって国民の多くが不安を感じております。

政府は、昨日、基本方針を発表しました。この中で、患者、国民、医療機関に対してはさまざまなことを要請しております。医療機関に対しては、ベッドを確保しろとか、いろいろ要求しているわけでありまして。

これだけ多くのことを患者や国民、医療機関に要請するのであれば、それにふさわしい財政措置が必要だというふうに思います。ところが、現在審議されている二〇二〇年度予算案には、コロナ対策費は一円も計上されてお

ません。また、政府の財政措置は、予備費百三億円を含む総額百五十三億円にすぎない、こういう状態であります。

総理にお聞きしますが、基本方針でいろんなところいろいろなことを要請しているわけでありまして、その要請と比べても、この予算には一円もない、対策費は百五十三億円、これは余りに少な過ぎるんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 政府として、国民の不安をしっかりと受けとめ、水際対策の強化や国内の検査体制や相談体制の充実、拡大といった蔓延防止対策の徹底など、国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策をちゅうちよなく実施をしてきました。

その上で、予備費百三億円の使用を含む、総額百五十三億円の緊急対応策に基づき、水際対策の強化や感染拡大の防止に加えまして、観光業を始めとする地域の中小・小規模事業者への資金繰り支援や雇用調整助成金を活用した雇用対策など、第一弾として、当面緊急に措置すべき対応策を直ちに実行しているところであります。また、経済の下方リスクに備えて、先般策定した総合経済対策を着実に実施していくことで、経済全体へのインパクトに対応します。

今後、事態の状況変化を見きわめつつ、政府一丸となって、感染拡大、重症化の防止、医療提供体制の整備を含め、国内企業等への影響に対しても順次必要な対応を迅速に実行していく考えでございます。

○藤野委員 今いろいろやるとおっしゃったその裏づけとなる財政措置が少な過ぎるというふうには言っているわけでありまして、

今、政府に求められているのは何か。一つの柱は、医療機関の受入れ体制の確立に向けた抜本的な支援の強化だと思えます。

外来診療については、帰国者・接触者外来を持つ医療機関以外でも、感染者、これは疑いを含みますけれども、診察するために、一般患者とは別ルートの診察スペースを確保する必要がありますが、

入院の医療については、感染者を受け入れるためのベッドの確保、マスクやゴーグル、防護服など、感染の制御に必要な医療器材を医療機関に緊急に提供していく、これも求められている。

そして、緊急搬送が必要な場合が起きてくる場合、そのための人員、車両、そして資器材の調達、これに対する支援も必要です。さらに、こうした器材は、医療機関だけでなく、介護施設などの高齢者施設に対しても緊急に提供すべきであります。

そして、もう一つの柱は、検査体制の確立であります。先ほど来、繰り返し指摘されておりますけれども、我が国のPCR検査の実施件数、これはやはり立ちおくれしている。この検査体制の整備というのは、もうまさに緊急課題であります。リアルタイムPCR検査機器、そして、検査試薬などの供給量を抜本的にふやしていく。大学や民間検査機関などの力を総動員して、国の責任で検査体制を抜本的に拡充していく。そして、医師が必要と判断した患者に対して速やかに検査を行えるようにする。やはり、検査の保険適用を急いでいくべきであります。そして、簡易検査キットの早期開発、供給体制の確立。やはり、本当に、もうたくさんやる必要があるんです。

総理、お聞きしますが、こうした対策を行うためには、やはり財政措置がどうしても必要であります。しかも、準備段階から、民間の、そして公的な、両方の医療機関、そして大学のお力もかり、そういう準備段階からの財政支援も必要となります。

そのためには、やはり、今、このまま一円も計上されていないこの予算を通すということではなくて、予算の組み替えを含めて、予算の修正が必要じゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 まず、既定経費と今年度予備費を活用することで、何よりも国民の命と健康を守ることを最優先に必要な対策をちゅうちよなく

く実行していくことが可能、こう考えています。その上で、来年度予算については、現時点でこうした経費に直ちに不足が見込まれる状況ではありませんが、今後の影響についてもしっかりと目配りしながら、注意深く対応していく所存でございます。

○藤野委員 今の百五十三億円が可能と言いつたのは、私は驚きました。求められている対策からすれば、その裏づけとなる予算が余りにも少ない。今、野党でも、こうしたコロナ対策の議論も進めておられますけれども、抜本的な財政措置の拡充を求めたいと思えます。

それに加えて、相談体制の充実や地域経済への影響、お話もありましたが、緊急のつなぎ融資、中小零細事業者への雇用調整助成金の対象を拡大、こうした対応についても政府に強く求めていきたいと思えます。

次に、桜を見る会についてお聞きします。一連の質疑をこの間聞いてまいりましたけれども、総理は同じことを繰り返すだけであります。説明責任を全く果たそうとしていない。しかも、これは絶対に看過できないわけですね。なぜなら、総理が問われているのは、政治資金規正法違反、公職選挙法違反という重大な法律違反にかかわる疑惑であり、今後、総理大臣はもとより、国会議員もやめなくてはいけないかもしれない、そういう重大な疑惑だからであります。

そこで、質問いたします。総理は、ホテルから夕食会の明細書は受け取っていないとこの三カ月間答弁されてきました。ところが、ANAインターコンチネンタルホテル東京は、二月十七日、辻元議員の問合せに対して、明細書等は例外なく発行しているとの書面で回答いたしました。これは総理の答弁と明らかに矛盾するんですね。その後、総理は、ANA側に確認して、二月十七日、同日午後、質疑の中で、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのことであった

と、ホテル側が言ったと答弁をされました。ところが、同日の夜、二月十七日の夜、ANA側が更に総理の答弁をひっくり返す証言をいたしました。ANA側、ホテル側は、一般論として答えたという説明をしたが、例外があったとはお答えしていない、そして、営業の秘密にかかわるため、回答に含まれていないと申し上げた事実はないと言っているんですね。これも総理の答弁と完全に矛盾します。一番大事なところで総理の答弁と違うわけです。

そこで、総理にお聞きしますが、ANA側は、明細書は例外なく発行しているというんですね。これを書面で回答しております。もし総理が、いや、例外があったんだと主張したのであれば、総理がANA側から、安倍事務所に、安倍後援会だけに例外として明細書を送って提示してやりませんでした、こう一筆をとって国会に提出していただくんじゃないでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 二月十七日の予算委員会で私が答弁した内容については、辻元議員からの要請に基づき、全てホテル側に確認をとった上でお答えをしたものであります。

繰り返しになりますが、ホテル側によれば、辻元議員にはあくまで一般論でお答えしたものであり、個別の案件については、営業の秘密にかかわるため、回答には含まれていないとのことでありました。

メディアの取材結果についての御指摘ではあります。報道によれば、ホテル側は取材に対し、営業の秘密とは伝えなかったが、個別案件については申し上げたことと、趣旨としては、営業の秘密と同じことを言ったつもりだったと回答しているものと承知しております。

なお、(発言する者あり) ○棚橋委員長 ちよつと静かにしてください。御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 よろしいでしょうか。なお、私の事務所がホテル側に確認した結果を私自身が正式に国会に報告をしたところでありま

して、議事録にも残されているところであり、しっかりと回答しているものと承知しているところでございます。また、報道によれば、ホテル側は、お客様の情報はあくまでそのお客様とだけ共有するものだ、外部に出すことは一切ない旨、ホテル側が回答しているものと承知をしているところでございます。

また、この報道によりますと、主催者の相談に応じてホテル側は対応している、こう述べたところでございまして、一般論として答えたいつもりだったが、それ以上に解釈されているとも語っていた、こういうことでございます。

○藤野委員 総理が言うように、ホテルに全て確認したのであれば、ホテルが書面でこういう回答をしていくはずがないんですよ。今お話が出ましたけれども、二月十八日には、自民党の坂本筆頭が安倍事務所に聞き取りを行って、理事会にペーパーを提出されました。

そこには、安倍事務所の初村秘書から、安倍事務所から全日空ホテルに確認したところ、辻元議員にはあくまで一般論で答えをしたものであり、個別の案件については回答に含まれていないとの回答を得たと。つまり、このペーパーにも、営業の秘密にかかわるといふ文言はないんですよ。もし全て、総理がおっしゃる通りに、全て確認したとおっしゃるのであれば、このペーパーに、これもペーパーであります、営業の秘密という文言がなぜ出てこない。大事な要素ですよ。全て確認していると言っているのに、これが抜けているわけでありませぬ。

結局、今も長々おっしゃいましたが、全部伝聞であり、全く書面がないわけですよ。ANA側も、事務所も、坂本筆頭が提出したこのペーパーも、書面なんです。そこには、総理が全て全てとおっしゃるそのうちの大事な部分が抜け落ちていくわけでありませぬ。例外なくとか営業の秘密という、まさにキーワードがないんですよ。

ですから、もしそれがあると総理がおっしゃるなら、ANA側に書面で一筆書いてもらおう、それ

を国会に提出していただく、これしかないんじゃないですか。

○棚橋委員長 ちよつとお待ちください。今、藤野委員は、坂本筆頭がペーパーを出したと言いますが、理事会にペーパーは出しておりません。坂本筆頭は、あくまで口頭で申し上げただけです。そのところは誤解されませぬよう。

○藤野委員 そのペーパーを私たちが書き取っておりますから。○棚橋委員長 だから、ペーパーは出していません、坂本さんは。口頭で物を言っただけです。

○藤野委員 ペーパーというのか、そこは、ペーパーがどうかという問題じゃなくて、実際の聞き取りのあれですよ。聞き取りの自身です。○棚橋委員長 いやいや、間違った質問ですから、間違った前提をした質問。

○藤野委員 ちよつと、今、あなたはおかしいよ。○棚橋委員長 あなたがペーパーだと言ったんでしょ。坂本さんはペーパーを出していないんですから。○藤野委員 あなたは議事妨害ですよ。質問妨害してどうするんだ、委員長が。

○棚橋委員長 いやいや、質問自体が間違っているから、御指摘したんです。○藤野委員 もういいです。間違っています。間違っています。確定しているんですよ。確定しているんですよ。自身は確定しているんですよ。確定しているんですよ。

○棚橋委員長 だから、ペーパーは出していません。坂本さんはペーパーは出していません。○藤野委員 つまり、総理が書面で証拠を出せなければ、冒頭申し上げましたけれども、政治資金規正法違反、そして公職選挙法違反になって、総理がやめなきゃいけない、総理はもとより国会議員を。こういう重大な疑惑なんです。そして、書面を出せるのは安倍総理だけあります。安倍総理が求めれば、これはプライバシーの問題はありませぬから、ホテル側も出せるわけですね。

ですから、もうこういう議論をやめさせるためにも、総理が書面を出す、そういう決断をすべきじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 これはもう既に何回か答弁をさせていただいているところでございますが、先ほどのやりとりにつきましては、最初の、私の秘書と坂本筆頭とのやりとりについては、私の秘書が坂本筆頭から、全日空とやりとりしたのはあなたですかと言われて、私ですと答えた。自身についてはどうですかと聞かれましたので、私の秘書は、総理が述べたとおりです、こうお答えをさせていただきます。

その上において、私が答えたことについての趣旨を坂本筆頭が述べられた、口頭で述べられたんだらう、こう理解をしておりますが、これは書面ではないということは今委員長からお答えをいただいたところではないか、こういうことでございます。

また……(藤野委員)それで結構です。繰り返して結構ですと呼ぶいいですか。○藤野委員 結局、総理の進退が問われているという大問題なんですよ。ここに対して、書面を唯一出せる総理がそれを出そうとしない。だから国民が納得しないわけですね。

この問題について、総理は今、刑事告発を受けていらつしやるわけでありませぬ。一月十四日、こういう告発状も出ておりますけれども、桜を見る会で、弁護士等から背任罪に該当する旨の刑事告発を受けている。これは、桜を見る会の参加者が膨れ上がったことが税金の私物化に当たるといふ告発であります。

これは、告発されますと、刑事訴訟法上、警察や検察は、いわゆる調書をつくらなければならなかったり、関係する書類や証拠を検察官に送付しなければいけない、こういう仕組みになっているわけですね。つまり、今後、検察官が重要な役割を果たすわけですね。

検察には強制捜査権がありまして、他方、ホテルには、法人税等の対応のために、明細書等につ

いては七年間保存義務があります。つまり、検察がANAホテル等から明細書等入手するのは何ら難しくありません。そのトップが検事総長なんですよ。

読売新聞の報道によりますと、昨年末から今回の次期検事総長の人事が水面下で進められたと。法務省から複数の候補者が提案されたが、安倍首相と官房長官は黒川氏が望ましいとの意向を示したというんですね。

総理にお聞きしますが、次期検事総長の人選について、いつお聞きになったんでしょうか。○安倍内閣総理大臣 次期検事総長については、それは全く聞いておりませぬ。

いずれにせよ、それは法務省において、またあるいは検察庁において決定されるものと承知をしているところでございます。

○藤野委員 ちよつとパネルを見ていただきたいんですけども、閣議決定までの動きなんですよ。十一月の八日に、我が党の田村智子参議院議員が桜を見る会について質問いたしました。十二月七日、東京地検特捜部があきもと司衆議院議員の元秘書宅を捜索する。十九日には、東京地検特捜部があきもと司議員の事務所等を捜索する。二十五日には、東京地検特捜部があきもと司議員を取

賄容疑で逮捕する。十二月二十七日には、広島地検が河井あんり参議院議員の捜査に着手と報道されました。一月十四日には、東京地検特捜部があきもと司議員を取賄罪で起訴いたします。同日、先ほど申し上げた、安倍総理が桜を見る会で刑事告発をされる。十五日には、広島地検が河井夫妻の自宅等を捜索いたします。その後、けさ理事会に提出されたペーパーによると、十六日に法務省内での議論があり、十七日には法務省から内閣法制局に問合せ。二十二日には人事院に問合せ。こういう状況なんですよ。

こういう状況の中で、まさに異例な法解釈が行われたということでありませぬ。

基本中の基本をちよつと確認したいんですけど

ども、なぜ検察官は特別の定年制度があるのか。それは、戦前の反省に立った日本国憲法に由来する特殊性であります。

刑訴法の提案理由について、一九四八年五月二十八日、当時の鈴木国務大臣は衆議院の司法委員会でご述べています。新憲法は各種の基本的人権の保障につきまして格段の注意を払っておられるのでありますが、なかんずく刑事手続に關しましては、我が国における従来の運用に鑑みまして、特に三十一条以下教条を割いて、極めて詳細な規定を設けておるのであります。なお、また新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や規則制定権を与えるとともに、その構成にも特別の配慮をいたしておるのであります。そのために新たに裁判所法や検察庁法の制定が必要とされたのであります。

総理にお聞きしますが、刑事手続における人権侵害を二度と繰り返さないという憲法の立場から、その精神を具体化して刑訴法がつくられ、その実施のために裁判所法と検察庁法が制定された。つまり、憲法に由来するんだという、総理も同じ認識でよろしいでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 私も今までさまざまなことでご発表されたことがございますが、全て、私の責任はない、あるいは罪はないということになっているというところは申し上げておきたい、こう思うところがございます。

認識につきましては、急な問合せでございますが、その認識については法務省からお答えをさせていただきますかと思っております。

○森国務大臣 お尋ねについては、当時の鈴木国務大臣が、新憲法は、第六章におきまして、司法権の独立を強化し、最高裁判所に違憲立法審査権や規則制定権を与えるとともに、その構成にも特別の配慮をいたしているということ、その見解に変わりがないものと承知をしております。

○藤野委員 つまり、検察官の職責の特殊性というのは、まさに憲法に由来するわけですね。

ところが、けさの理事会で法務省から驚くべき文書が出てまいりました。先ほど枝野委員、玉木委員もお触れになりましたけれども、この資料の一枚目の下の方を見ますと、こういう記述があるんです。「検察庁法のいわば前身である裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)」これが出てきて、この戦前の法律の趣旨が国公法の定年の趣旨と同じだという論立てで、それで今回も定年制度が適用できるんだ、こういう論立てなんです。裁判所構成法というのは大日本帝国憲法下の法律であって、大日本帝国憲法というのは、司法行政権は当時の行政府である司法大臣の監督下にあったんですね。三権分立なんて極めて不十分な、そうした法体系のもとにある裁判所構成法がここでなぜ持ち出されてきたのか。私は、手続も問題ですけども、この論立て、この理屈そのものが大問題だと思います。

当時の議事録、戦後の議事録を読みますと、まさに司法大臣は、この裁判所構成法を否定するところから入っているんですね。

木村篤太郎大臣はこう始めております。従来裁判所構成法により、検察は、裁判所に附置された検事局の職員として検察事務を行ってきたのであります。新憲法が司法権の独立につき深甚の考慮をいたしておることに鑑みますれば、今回検察庁法をつくるというふうには、こういう提案理由をされているわけですね。

ミスター検察と呼ばれて、今回のこの法務省の文書にも出てきている伊藤栄樹さんという方。この人も、検察の職責の特殊性に鑑みこういう適用はないんだ、検察官は適用はないんだということ、この大もとから引いてきているわけですね。

まさに、戦後、日本国憲法のもとで、戦前の大日本帝国憲法のもとで起こったような人権侵害が二度と起らないように、憲法に詳細な刑事手続の規定が置かれ、刑訴法もその趣旨が貫かれ、検察庁法もその趣旨が貫かれている、戦後一貫した論理なんです。それを、事もあろうに、今回、解釈を変えようと

きに、裁判所構成法なるものを持ち出してきた。本当にこれは許しがたいと思うんですね。結局、憲法のもとで積み上げられてきた今の解釈、人権保障、司法の独立、そのもとでの検察官の職責の特殊性、この論理を崩せないんです。この論理を崩せないから、戦前までさかのぼって、そのときの大日本帝国憲法の論理を持ち出して、それと一緒にどうも無理筋な解釈だということではありません。総理にお聞きしますが、法の支配を担うべき法務省が、事もあろうに戦前の法律を持ち出して、最高法規である憲法を踏みこじっている。これは断じて許せません。この大もとにあるのは、一月三十一日の閣議決定です。これは撤回すべきではありませんか。

○安倍内閣総理大臣 検察官の勤務延長に關しては、検察庁法を所管する法務省において適切に解釈を行ったものと認識しております。その詳細につきましては、法務大臣から答弁させていただきます。(発言する者あり)

○榎橋委員長 傍聴席は特に静かにしてください。○森国務大臣 閣議決定については、勤務延長についての解釈の後の個別の人事の話でございますが、この勤務延長については、この趣旨について、ここで記載しておりますけれども、委員が先ほどお示しになった趣旨に反するものではございませんで、勤務を延長することが後進のために進路を開いて新進の者をしてその地位に進めるという趣旨は、今の国家公務員法の勤務延長の趣旨と同じでございます。

○藤野委員 いや、もう全くこれは成り立たないと思っております。戦後七十年にわたって自民党政権が憲法上行使できないとしてきた集団的自衛権を一内閣の閣議決定で行使可能にした。そして、憲法違反の特定秘密保護法や共謀罪法も強行してきた。戦後、どの内閣もやっとなかった憲法破壊の政治を強行し続けてきたのが安倍政権であります。

そのもつとで、今回は検察のトップの人事にまで手をつけようとしている。それに本来であれば物を申すべき人事院や内閣法制局も、うそと偽り、こういうまさに究極のモラル破壊政治が起きております。総理を守るために、政権ぐるみ、官僚ぐるみでうそをつく、こんな政治は終わらせなければならぬ、このことを強く主張して、質問を終わります。

○榎橋委員長 これにて藤野君の質疑は終了いたしました。次に、遠藤敬君。

○遠藤(敬)委員 日本維新の会の遠藤敬でございます。きょうは、役職柄、なかなか予算委員会でも質疑の時間がないんですけども、同僚の配慮もございまして、年に一度の質問をさせていただきます。

冒頭、先ほど来より、るる新型コロナウイルスの議論がございました。我が党も、二月三日に加藤厚労大臣に要請を、要望に参りましたけれども、徹底した情報開示が今速やかに必要ではないかという要望もさせていただきました。また、政府のみならず、先ほど来より議論がありましたように、政府、また議員、国民一丸となつて早期の収束を望む、また進めていかなければならないと思っておりますが、経済が非常に厳しいという議論もございました。

安倍総理にお伺いしますが、増税前ではございましたが、リーマン・ショック級の経済不況となれば増税を見送るというお話もございましたが、増税による個人消費の低迷とコロナショック、ダブルパンチでリーマン級でないかという認識もございしますが、すぐに全ての商品とサービスの軽減税率を適用し、実質減税を総理に御検討いただけないか、聞きたいと思っております。

○安倍内閣総理大臣 消費税引上げの影響については、今まで西村担当大臣から累次答弁をさせていただいたところでございますが、影響については、さまざまな対策によって、前回ほどの影響で